

## 議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和 7 年 10 月 15 日 (水) 午前 11 時 16 分～午後 0 時 44 分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 5 番 野々山 啓、 6 番 今原ゆかり、  
7 番 福岡 里香、 8 番 岡田 公作、 10 番 北川 広人、 11 番 鈴木 勝彦、  
12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克

オブザーバー

議長 (3 番) 神谷 直子、 副議長 (9 番) 長谷川 広昌

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

一般 1 名

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

### 6. 付議事項

- 1 反問権の明確化について
- 2 自由討議のあり方について
- 3 趣旨採択について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可いたしましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

### 《議題》

#### 1 反問権の明確化について

委員長 この件につきましては、前回、各会派の意見を伺った上で、検討課題を抽出しました。その課題に対する御意見を各会派より事前に御提出をいただきまして、今日皆さんのはうに配付をされております。御協力ありがとうございました。

資料として配付しておりますけれども、改めて各会派の御意見を、補足がありましたら補足も含め、発表をお願いしたいと思います。

まず初めに、市政クラブさん。2番、荒川委員。

意（2） 市政クラブといたしましては、議事整理権がキーワードになってくるということで明確にさせていただきます。その中でそれぞれの役割、議長それから委員長等の責務の明確化、それから質問側の議員の責務を明確化ということで書かせていただきました。

まずそれをそれぞれ少し確認をさせていただきたいんですけど、従来どおり、議長、委員長については議事整理権に基づいて反問権行使する許可を出すことができます。ただ、この許可につきましては、一つ条件をつけさせていただきます。質問する議員それから当局によつても、議論を深める上でケースバイケースという部分があるかもしれないですが、ここで反問できる範囲ということで1から3まで記載されております。質問者によって、それから答弁者によって、こ

れが1もよいケースもあれば、2もよいケースもある、3もよいケースもある。それぞれによつていろいろ変わってくるということで、あくまでもやはり議長、委員長の議事整理権に基づいて判断が必要になってくると思います。まれに、反問権を許可するだけではなくて、それが議論を深める上で適切な内容であればということで判断した場合は反問権を許可する場合もありますが、逆に、反問権が適切でない場合というのは、やはり判断して、注意、制止をすることもできるといった、ただし書きを加えました。

逆に、議員の責務ということで、議員も反問権が行使された場合に責任を持って調査に基づく質問、質疑を行って、反間に誠実に答えなければなりません。ただし、ケースとして反問権が行使された後に、反問権に対する質疑が行使されない場合っていうのはやはり議論は成立しないので、深める上で、その点においては議員が行った質問自体を却下という形も考えられると思います。

以上のように、この目的というのは市政クラブといたしましては、議員の考え方やそれから内容、趣旨の確認、論点及び争点を整理し、明確にすることでかみ合った質疑・質問と答弁が実施されることを目的といたしておりますので、そのあたりを強く出す上で、議事整理権といった部分を強く、その代わり、議長、委員長の責務というのは非常に重要になってきますので、そのあたりをしっかりと御判断いただいて行使していただければと思っております。

委員長 続きまして、公明党さん。6番、今原委員。

意（6） 基本的に今までと考え方は変わらないんですけれども、反問権の許可は議長、委員長にありますので、許可された場合はしっかりと責任を持って誠実に答えるということに変わりはないです。

委員長 次に、共産党さん。12番、柴口委員。

意（12） 前回も申し上げましたが、運用範囲が広がりすぎると、質問者が自由に発言しにくくなり、対立的な雰囲気を生むおそれがあるため、③の質問の意味が不明なとき、または質問内容の確認、これを基本として、①と②については、議論の理解を進める上で特に必要な場合に限り、抑制的に認めることが適當ではないかなと思います。

また、反問権を行使する際なんですが、①から③のどの区分に基づく反問であるのか、質問のどの部分に関するのかを明示することを原則として、議長、委員長が議事整理権に基づいて適正に運用されるべきではないかと考えます。

委員長 次に、新政会さん。14番、黒川委員。

意（14）ここに書いてあるとおりです。

委員長 高志クラブさん、8番、岡田委員。

意（8）記載のとおりです。

委員長 次に、先に凜々会さん。7番、福岡委員。

意（7）私も共産党さんと一緒に、3を中心、反問は質問の内容や意図を確認するためのものを中心に行なうことが望ましいかなと思ってます。その上で質問者の考え方とか疑問点を聞くときは、必要な範囲にとどめる。反問を行う際は、前の議事録を見させていただいて、目的を分かりやすく、反問するときはちゃんと伝えることと、やり取りが複雑にならないように1問につき反問1回など、回数制限をするのはいいかなと思いました。反問に対しては答弁義務を明確にすべきかなと思います。

委員長 それでは、高浜市民の会さんは御意見いただいてないんですけど、よろしいですかね。

意（13）前回と特に変わりないです。同じ主張です。

委員長 それでは様々な御意見がありますけれども、皆さんからお出し頂いたものに対して、意見に対しての質疑等ございましたら、ここで発言を許しますけれども、どうでしょうか。

意（13）もちろん議長や委員長、議事整理権があるんですけど、これをどうしていくかっていうところだと思うんですよね。もし私が市長だったらずっと反問権しますよ、この状況だったら。ずっと何でそういう質問するんですか、それは誰から出た話なんですか、それに対してなぜここまでどういう過程を経て質問してきたんですか、これはどの法律に基づいた質問なんですかとか、これずっと私質問すると思うし、私たちは、市長をはじめとする行政側をチェックする立場なんですね。そのための質問する側なので、向こうから質問を受けるっていうのはやっぱりそれは答えれないとき、質問に対して何で答えていいか分からないときとか、例えば私が総合サービスについてお伺いします、総合サービスどう思いますかって言ったとしても、総合サービスの運営が問題なのか、在り方が問題なのか、総合サービスの具体的などっかの事業が問題なのかというところが分からぬときに、じゃあ具体的にどういうことで今質問されたのか教えてくださいっていうのが多分1番だと思うんですよね。だから、いわゆるこちらは質疑をしていく、私たちは執行権がないわけだから、執行権や提案権のある、そして特に予算の執行権、それを持ってる当局に対してそれが正しいかどうかっていうところを私たちはチェックする側なので、逆に議事整理権があるからといって反問権をずっと何もなく行使されたら、私が市長だったらずっと反問権行使してずっと聞いてやうよねっていうところなので。だから、そこはどうされるんですかね。

私それを議事整理権に基づきってどういうふうにされるのか全然よく分からなくなっているのと、あと議員の責務の明確化ということで、反問に対して誠実に答えなければならないということなんんですけど、誠実に答えればそれはすごく議論が深まるかもしれないんですけど、例えば一つの議案に対して私たちは資料でもらったものしかないけど、当局はこんな厚い、国から来たものとか法律の解釈とかすごいいろんな資料を持っているわけなんですよね。なので、そういう人に対して私たちはどうやったって聞かれたって答えられないことばかりですよ、向こうはこんなに資料持つてて、私たちこれだけしかないわけなので。だから答えられないわけなので、それをこないだも都計法の何条なんですかとかって言われても、いや都計法の何条まで私調べでないし、都計法に違反するんじゃないかということでただ聞いてるだけなのに、何条ですか、何条ですかとかって聞かれてもそれは私たち分らない話だし、もしそういう数字とか、そういうことを言われるのであれば、事前にそれは通告してもらわないと困りますよっていうところなので、通告もどうやってやるのかなと思うので、そのあたりどうされるんですかね。教えてください。

意（2） 今、お示しがなかったと思うんですけど、市政クラブに対する質問だと思いますが、お答えさせていただきます。

倉田委員の今の議事整理権についての質問なんんですけど、この前段の部分はもってのほかの御意見でして、議事整理権というのはやはり議論が、質問・質疑、答弁が円滑に進むために行うものであって、なぜなぜ質問に一々答える、議長、委員長も対応するべきではないので、議論を深める上でその時点時点でやっぱり議長、委員長というのはものすごい責務になると思います。重要な判断していただいて、これがちゃんと答弁まで流れいくと判断すれば許可すべきでありますし、それがない場合では不許可という形で却下すると思います。

それから、議員の責務の明確化で、御自身の質問や質疑を議員として行っているわけでありますので、それなりの目的や意識それから概略、いろいろ自身で理解して、今ここにも書いてあります、責任を持って調査に基づく質問・質疑を行っていると思いますので、答弁されてその意図を答えられないとか、第何条というのはその場に持ち合わせなければ後ほど答えるとかいろんな方法はあるかと思いますが、そのあたり自分の質問・質疑でありますので責任持って答えて、正しい答弁、望む答弁を引き出すような努力が必要ではないかと思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 今回のこの反問権の明確化についての部分ですけれども、検討事項として出させていただいた部分に関して、検討課題に書いてあるように、反問することができる範囲の認識っていうものをどのレベルで共有していくかっていうところ。それからもう一個は、議長、委員長の議事整理権に基づく采配というのが統一的になるかどうかっていうところ、この2つが大きな課題になっているのではないかということで出させていただいたわけです。ですから、これ多分突き詰めていってもどっかの申合せとかで文言で書くっていうのもなかなか難しかったりだとしていくと思うんですよね。ですから、その辺のところも踏まえて考えていかなきやいけないということだと思います。

元を正せば、反問権というのはより分かりやすい議論にするためにあるというのが基本で取り入れているわけですから、それをなぜ反問してくるんだっていう態度で受け止めるのではなくて、私が伝えきれてないこの質疑の中身、これをもっとしっかりと伝えなきやいけないんだという姿勢で臨むというのは、これは多分今まで今からも変わるべきものではないというふうに思うんですよね。これがだから議員における責任だと思うんですよ。ですから、そういう部分を明確化するっていうのは多分文言でもできると思うんです。ですから、もう少し議論をしていく中で、一番ルール化しやすいものを例えれば言わせていただくと、先ほど荒川委員も少し触れましたけれども、議長が例えば反問権行使を認めたとします、反問権行使して反問したとします。そのときに議員さんが答えられなければ、その答えがなければ答弁ができないという判断を議長がもしするんであれば、当然、元の質疑は取り消してもらわなければいけないということになりますよね。でなきや、反問権の存在も意味がありませんし、それから議事整理権も意味がなくなってしましますから、そういうことはやっぱり統一的にどっかに明文化するなら明文化していかなきやいけないでしょうし、そういうものを明文化することによって議事整理権というものは上がると思うんですよ、こういうものがあるんだという意識を持ちながら議事整理をしていくわけですから。そういうのがやっぱり必要なのかなという気がするんですけども。論点をそうやって絞っていかないと、ここの議論がかみ合わなくなってしまいますので、そんなイメージで。

今、私が言ったことに意見をしていただく必要はありませんけれども、皆さん方からいただいた意見の中で今言ったような論点を含めて、御意見がある方は出していただければと思うんですけども、どうでしょうか。

意（13） 今の委員長のお話でお聞きしたいんですけど、反問権は議論の内容を分かりやすくす

るためにするっていうふうにおっしゃったと思うんですけど、それってどっかに明文化されてるんですか。

意（2） 実はそれを今投げかけをしているところであります。方法としていろいろあると思います。要綱に載せる、それから申合せていくのか、それともこの議員同士の理念の中でこれを共有していくのか、いろんな方法あると思いますので、そのあたりを御協議いただければと思います。ただし、いろいろなパターンがあるので、非常にこれ明文化することは難しい部分もあるかと思いますけど、そのあたりが議論が必要だと思います。

意（13） 私はよく分からなくて、先ほどから言っているように私たちは質問しかできないんですね、いわゆる執行権がないわけなので。ましてやなかなか、ずっとそれを仕事として、例えば私たちは全体を見なきゃいけないですし、市政。例えば一つの部局だったら一つの部局でこういう条例改正を出そうとか、国からこういうのが来てるから条例改正しなきゃいけないとかいうことも、私たちはそういういた情報も入ってこないわけなんですね、事前に。そういう中で分からぬことを一般質問で聞いて、それを明確化していく。それが私たちの仕事であり、そういう中で分からぬことを聞いてくっていうのが私たちの仕事なので、だから一般質問っていう名前だと思うんですね、質問なんですね。一般議論じゃないんですよね。一般質問という名前だと思うんですね。そういう中で、やはり衛生組合とか衣東とかで見ても、多分議員がこんなようなこと聞いてるんだろうなっていうことをちゃんと酌んでいただいて、こういうことをお聞きになってると思うんですけど、こういうお答えでいいでしょうかっていうことで、すごく丁寧に答弁いただいてるっていうのをすごく自分も経験してるし、傍聴で見てきています。なので、やはりそういったところが高浜市は、ここの市議会はないのかなっていうところで、そういうところで分からぬのであれば、こういう意図でお聞きした、そういう質問でよろしいですかとか、このことについてもう少しどの部分を聞きたいのか教えてくださいとかそういった質問ならいいと思うんですけど、これまでの反問権の議事録を見ても、そういった質問じゃないなっていうのが多々あるもんですから、それをただ単に議長や委員長の議事整理権に基づいて、今までと同じようなことであれば、これは私は非常に問題だと思うので、そこを整理していただくのならいいんですけど、今おっしゃってることが何をどう決めていくのか、なかなかイメージがつかないんですけど、分かれば教えてください。

意（2） まず1点目で、倉田委員が衣東とか衛生組合を引き合いに出されたと思うんですけど、なぜあそこは丁寧に答弁をされてみるとかっていうと、答弁時間というのは議員の質問時間を侵食

していないんですよ。なので、丁寧に答えてくれてる部分あるんですけど、高浜市議会においては、簡潔簡便に答えていただいている部分もあって、そのあたりも掘り下げて質疑を確認するっていう部分をしながら答弁はしてないと思います。

それで、先ほどからも何度もお話をさせていただいてますけど、自分の質疑に対してより深く質疑してもらうために向こうが答えてくれます。ただ、先ほども議事録を確認すると、逸脱しているような反問権行使してるっていう部分あるんですけど、やっぱり当局が理解するためにはそれを聞かなきやいけないっていう部分もあったりもするかと思います。だからいろんなケースが存在します。だから今回、会派の考え方やその理由の中で、議事整理権の中にその反問権を却下することができる、それから抑止することもできるというような旨も入れておりますので、そこはやはりこれから議長、委員長の責務というのはすごく大きいかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

意（13） 反問権を却下したり、抑止は今まででも多分できてたと思うんですよ。だから別に、反問権ではありませんので許可しませんでいいと思うんですね、それは。だから別にそれはそれで全然いいし、そのやり方でいいと思うんですけど、ただやはり、特にこの公明党さんの、反問権を受けた場合には、質問者としての責任を持って誠実に応答することって書いてあるんですけど、私は今まで反問権で、反問権であったものもありますよ、あるんだけど、いやこれは違うよね、これは違うよねっていうものがあるもんですから、やはりそれに対してもなぜ誠実に応答しないといけないのか。特に私が気になってるのは、私が質問したAことを質問して、Aのことを返してくれればいいんですけど、論点をずらすような反問がすごく多いなっていうところは思うので、それは違うなと思うので、やはりそういうのはもちろん今までどおり議事整理権に基づいて許可しないということでいいと思うので、なので反問権でないものに対しては、やはりそれは反問権か反問権でないのかっていうのは委員長や議長がその場で判断して許可する許可しないはあると思うんですけど、まずそれに対して答える答えないは反問権でないものも今まであったので、答えなきやいけないっていうのは、いろんな文献ありますけど、反問権に対して必ず答えなきやいけないとか誠実に答えなきやいけないっていうのは読んだことはないので、ましてや執行権、先ほど言ってるように向こうにしかないわけですので、私たちは一般質問をする、チェックする側の人間ですので、国会とも違いますからね、二元代表制ですからね。そのあたりを理解した上でしっかり臨んでほしいし、私何度も言いますけど、もし私が市長だったらすごい逆に皆さんの意見を聞きたいもんだから、議員の意見をどんどん聞くんだろうなと思いま

す。

委員長 言ってることがよく分からんですけど、今 13 番委員が言われたことは、要は議長、委員長の出来が悪いから、反問の幅を広げて何でも反問だって言って議員にぶつけとるというようにしか聞こえないんですよね。それを言い出したらきりがない話なんですよ。答弁を求めますっていうことを言うじゃないですか、当局側にも。それから議員さんのはうにももう少し分かりやすい意見じゃなく質疑をしてくださいとかっていうことも言いますよね。それと同じことをやつてると思うんですよ。だからそれが反問権じゃないんだろうというのは、それは御自身の判断であって、御自身が判断するから、ここでどうやって統一化していきましょうかという話をして、その前提に委員長とか議長の采配にあるんですよというところを基本に持つてもらわないと、反問権も質問権も意味をなさなくなると思うんですよね。

意 (14) 意見を聞くとってもそうなんですけれども、僕、今高浜の議会の中で一番感じるのは、信頼感がお互いに持てない部分が多いと思うんですよ。なので、僕、基本的にはやっぱり相手を信頼する、そういう気持ちをみんなが持っていただければ、こういったような議論やなんかでもわりかしスムーズに進むと思うんですけれども、そういったところをやっぱりお互いに相手を敵と思うんじゃないくて、同じ議会の仲間ですので、お互いを信頼して。そこで信頼関係が生まれてこないというと、僕もなかなか議論やなんかでもなかなか進まないと思うんですわ。その辺のところをしっかりと皆さんにも考えていただきたいと思います。

意 (13) 市民の代表で出てますよね、皆さん、お一人お一人が。多くの市民の代表で出ているわけなので、私たちの後ろには市民がいるんですよ。だから当局は、やはり市民に対して誠実に説明責任を果たす義務が私はあると思ってます。なので、それを果たしていただくっていうところが私は、今高浜市議会はっておっしゃったんで、そこが私はちょっと抜けてるかなっていうところを多々感じるんですね。多々感じるもんだから、反問権をすごく連発されるようなところが多いのかなと思うもんですから。確かに議事整理権に基づいてやればいいんですけど、反問権じゃないものに関しては、やはりそれは議員が反問権じゃないですって、それはその意見を尊重すべきだと思いますし、別に反問権に対して答えなきやいけないっていう義務は私たちにはないわけだし、もしそれをあの議員答えてないなと思ったらそれは市民が評価するだけの話だと思いますし。なのでやはり反問権はこれまでどおり質問に対して、もうこれは答えるの難しいなとか、どう答えていいか分かんないって言ったときにだけ、きちんとこういう意味でよかったですとかとか、こういう質問の趣旨でよかったですってことであれば、それは反問でいいと

思うんですよね。だから、それ以上のことと決める必要があるのかなと思うんですけど、どうなんですか。

意（2） 倉田委員、根柢のところをちょっと理解いただきたいんですが、おっしゃる意図はよく分かります。一番の根底というのははっきりしないんですね、ぼやっとしてて、反問権ありますよ、議事整理権ありますよっていうぐらいのとこだったんですけど。基本的にやっぱりどちらが主になっているかっていう部分、それぞれ主という部分が入れ替わっていくと思います。質問してる時は当然、議員側の質問です。答弁する時は、やっぱり向こうも市を代表して答弁するんですよ。こちら市民の代表なので、市を代表して答弁してくるので正しく正確に答えたい部分があるもんですから、それを答えてあげるのも議員の責務だと思います。それを断っちゃうと、キャッチボールできないんですよ。質問してきたことを自分への反発と感じては駄目です。自分の質疑を有意義にするためにそれを受け、本当に答えれなかったら、当局も持ち合させてませんとかいろいろなのがあります。法律が分からなかつたら分かりませんでいいと思うんですよ。そのあたり、意地を張らずにしっかりと対応できれば、こんなことにならないんじゃないかなと思います。

委員長 反問権というのは、こここのところ非常に多く議会の中でも出てくるワードになってますけれども、私も当然議員としてそこに一緒にいるわけですから聞いてるんですけども、基本的に現状のこの3つの反問することができる範囲の中におおむね収まった反問だというふうに思います。要は、聞き方の問題だと思うんですよ。例えば、質問や質疑に対してもそうですが、明らかにこれ当局を困らせるために言っとるだろうと、それをここで言わせる必要があるのかどうなのかなっていうことを思ったりもすることもあります。だから、それが質問者のテクニックであったりもするわけですね。これを聞いてこれを聞いてこれを引き出すというロジックを組み立てられて、それを使ってるっていう可能性もこれ当然否定できません。だから、それに関してはどうせいこうせいということは思いませんけれども。だけど今我々が議論している反問権の明確化というのは何かっていうと、先ほど言ったように、議事整理権というものをしっかりとその立場でやってるんだっていう認識を長たるべきものは持つというところを一つしっかりとすること。それからもう一つは、当局の方々に関してもきちんと尊厳を持って質疑に当たるということ。それから何よりも大事なことが、先ほど来から出ている市民の方々に分かりやすい議論にすること。こういったことが多分、明確化の中にうたわれていくべきことだというふうに思うんですよね。これが根柢にあって、だから反問権が存在するんですよ。何を聞かれてもいいですよっ

て、それがそのときの議長なり委員長が認めるものであれば、何を反問されてもいいんだと。その代わり、反問されてもいいようなバックボーンを持った質疑をきちんとやるんだという議員の一番の資質になるところ、そういういたところも当然、その中にまた入っていくんでしょうけども。そういうレベルの形でなければ、やっぱり明文化はなかなか難しいのかなっていうことを思いますけども。市政クラブさんとか、共産党さんなんかは非常によく整理をされて、今回、御意見を出してきていただいていると思うんですよ。

一度、初めからずっと言ってる反問することができる範囲が3つうたってありますけれども、これに加えて、これを原則として議長あるいは委員長の議事整理権、これに一任するという形をしていくというふうに本当の大雑把ではありますけども、ここで議論をしたっていう、皆さん方が議論をしたときにこうだったよねっていう思いが常に腹の中にあるような形でそういう形にしていくか、あるいはきちんとした例えば明文化するだとか共通認識をどっかにうたうだとかそんなふうにしていくのか、こういった場合にこういったものをどういうふうにしていくかっていうことを一度御検討いただければなというふうに思いますけれども。そこを決めないと、ここから先ってなかなか難しいのかなって気がするので。だから議長にそれができるのか、委員長にそれができるのかという話は置いといて、皆さん方が選んだ議長であり委員長であるわけですから、今後もですけれども、その議事整理権というものをしっかりと信じてやっていくという方法しかないと思います。

それからもう一つは、高浜市議会ではあまり運用的にはほぼないですけども、それをしっかりと適切にやっていくための補佐機関が議会運営委員会なんですね。だから、議運に諮って、あのときの議長のこういうあればよかったですのかどうなのかというようなことを、反省しかできませんけども、そういういたところも今後そういうのもあるんだということを認識いただいた中で考えていただければといいと思います。

あとは、例えば先ほどちょっと言いましたけど、反問権行使して、反問された議員さんが答弁なかった場合の質疑をどうするのかというようなことであったり、それから我々、質問回数決められてますけども、反問回数って決められてないですね。反問回数というのも例えばもし決めるなら決めなきゃいけないとかいうこともあるのかもしれませんし、そういういたところも含めて、反問権の明確化というものはどういう形で示すのかということが一つ。それから、どこまでのことをやっていくのかっていうことを一つ考えていっていただけたらなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。今、言ったことを分かっていただきましたかね。

意（11） この3つが掲げられておりますので、これを中心に議事整理権に基づくだとか、適用な運用だとか、これに紐づけていくようなことが一番いいのかなと思いますので、あくまでもこの3つが中心になると思いますので、これを中心に検討していただければいいのではないかなど考えております。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 それでは、課題の解決とはなかなか難しいですけども、もう一回、反問権に関してはお持ち帰りをいただいて、もう一回考えていただくことってできますかね。

今日この中で出てきた意見の中で、ここもちょっと聞いてみたいとかありましたら、私が例え話した話も含めて、何かございますか。御意見、御質問が。よろしいですか。

意（2） お話を聞いている中で、議事整理権については、そのあたりは異論はあまりないようになります。一番異論ある部分というのはやっぱ議員の責務の明確化、私どもが提案した、答える、答えないという部分じゃないかなと思いますけど、そのあたりいかがでしょうか。

委員長 ここに対して、どなたか御意見ある方いらっしゃいますか。

意（13） だから、こちらの質問の意図がよく分からないとか、先ほど言ったみたいに総合サービスについてどうですかって言っても、それが何かっていうのが分からないときは、それはもちろん聞いて答えないと言が進まないとと思うのでそういうのは別にいいと思うんですけど、だからそうじゃないものを私は、話がずれちゃうかもしれないんですけど、先ほど議事整理権っておっしゃったんですけど、私はやっぱり議長や委員長というのは私たちの代表者に出てるんですよね、代表者で出ていて、私たちが責務を果たせるようにやっぱり議事運営をしていただくっていうのが基本だと思うんですね。逆に言えば、私は当局がはっきり答えないことってこの間すごく多くて、それに対してやっぱりきちんと答えなさいっていうのが委員長や議長の言うべきこともあると思うんだけど、何か知らないけど当局側の感じで議事整理権に基づいて議事整理されてるのかなって思うことが私はすごく感じることが多いんですよね。だからやはりそこは公平公正にやっていただくっていうことが大事だし、それから反問権を受けた場合の質問者の責任をもって誠実に応答しなければいけない、そこですよね、荒川議員が多分今おっしゃってるところ。そこはどうするのかってどこだと思うんですけど、基本的に当局の質問を受けるというのが一般質問では

ないので、先ほど言ったように質問が分からなければそれは説明すればいいし、そうじゃなくて、別に考え方がなくてもこれはただ単に聞いとかなきやいけないな、皆さんに伝えなきやいけないなっていうのもあるだろうし、だから別にそこは一般質問なんでね、一般議論じゃないもんだから、当局に対して監視や牽制をするための質問であるもんですから。これは様々な本に載ってますし、自治法にも載っていることなので、それをどう私たちが行使できるかっていうところをやはり軸に考えないといけないと思います。

委員長 切りのないところで、今話が出てますけども。

だから最初に言ったのは、誰が聞いても分かりやすい議論、要はかみ合ってる議論っていうんですかね。こちらが何を言つとるか、向こうがどう答えとるかっていうのがきちんと質疑と答弁になっているかどうか。これをつくっていくのが議事整理権なんですよ。それがきちんとできれば、当然聞いてる市民の方々にもよく分かる話になるわけですよね。欲しい情報も手に入るだろうし、それからここをもっと突っ込んで聞いてほしいなというふうに、議員だとか議会に興味を持つてもらうことにもつながると思うんですよ。ですから、多分荒川委員も倉田委員も言っていることは同じなんですけど、ただそこの共通認識の幅の差っていうんですか、それがあるからどうしましょうかということを今ここで議論しているんですよ。それがどうやったら皆さん方が統一的にできるかっていうことを考えるに、先ほど来から言ってるように、議長、委員長の議事整理権がしっかりとほぼ統一的にそれをやれていくことが大事だよねっていう話、それから質問される議員さんがきちんと裏づけのある正確なデータに基づいた形で聞いてる質疑か質問かということも大事なことだと思います。それから、それに対して真摯に分かりやすく答えてくれる答弁、これをつくっていくのが一般質問であったりだと、それから委員会における当局に対する我々の質疑、それぞれ答弁ということになると思うんですよね。

だからその中で反問権というものが、こういうときには使われますよというだけの話なんです、単純に。だから、反問権をどれだけ使ってもいいですよ。好きなことを議員さんに聞けますよって言ったって、反問権が出るような質問をしつたら駄目なんですよ、ということじゃないですか。

意（13） いや、私これまで反問権ありましたけど、別に答えれないようなことを聞いてるわけではないことも全然違うことを言ってるので。例えば、私が入札の問題やって、やっぱこれ入札でやるべきじゃないですか、どうなんですかって聞いてるのに、直営でやれっていうことなんですかとかってすごい言われて、いやいやそういう意味じゃなくて、まず直営でやるかどうかは置

いといて、入札でやるべきかどうかっていうことを聞いてるのにそういうことを言われたりとか、ほかにもそういうのが多々あるんですよ。いやそれは法的に問題があるって言ったら、何条なんか、どうなんだとか言って、いや問題があると思うからこうやって聞いてるからそこだけ答えてもらえばいいのに、何条なんだとかおっしゃったりとか、あと長期財政計画のことも、こうこうこうなって今の長期財政計画どうなんですかって聞いてるのに、市長が財調と基金とかどういうためにあるんですかとか、いやいやそんなことは聞いてないしって話で。はっきり言って私の質問、本当に逆に、多分聞いてる人は分かりにくいと思うんですよね、どんどんずらされていっちゃうから。

だから、それはやはり今委員長がまさしくおっしゃった誠実な答弁だと私は思えないと思うんですね。でも中には、いやいやそれは反問権だ、誠実だっていう人もいるかもしれない。だからそれは委員長が反問権なのか反問権じゃないのか、それは議事整理権に基づいてやればいいけど、でもそれを答える、答えないはやはり言論の自由が議員にもあるわけだから、分かるところは答えればいいし、別にそれは反問権じゃないから答えませんだって、私は全然それはいいと思うんですよね。だから、何が今後…

委員長 今、言われるように議事整理権の中で反問権の行使を認めて議員に答弁を求めた場合に、それは私は反問じゃないと思うから答えませんっていうのは、これ議事整理権に反している行為ですから、反問権がどうだこうだという話じゃないですよ。それは議長だとか委員長の権限を無視している話になりますからね。だから違う話ですよ、今されてるのは。

意 (13) 今の話でいくと、反問権は答えなきやいけないってことですか。

委員長 何のためにこれを決めてるんですか、今、一生懸命皆さんの中で共通認識しましょうということで。決まったって私は答えませんということを言うんであれば、だったら議事整理権もくそもないじゃないですか。議長だとか委員長が采配して、その議会なり委員会なりを前に進めていくわけですよ。それに対して私は言うこと聞きませんって言ってるのと同じですから、それでは全く議論もくそないです。反問権がどうだこうだっていう話じゃありませんから。根本的に駄目だと思いますよ。

意 (13) 私の例えればこれまでの議事録を読むと、私が質問しました、反問権を許可しました、反問しました、でもそれがはっきり言って私の質問に対して答えてないといっぱいあるんですよね。答えずに反問だけしてくることがあるんですよね、全然答えられることでも答えてくれないという。そういうことは逆に言えば委員長や議長が、ちゃんと市長そこは答えなさいつ

て言うべきとこだと思うんですけど、だから私はそれを議事整理権に基づきって言いながらも、問題がこれまでもあったと私は思ってるんですね。それを今後は先ほどの話でいくと議運で協議しなさいって言われても私は議運にも入ってないからどうすればいいんですか。そういうことが今からだって答えなきやいけない、その議事整理権に基づいて答えなきやいけないっていうんであれば…

委員長 過去の話をとやかく言われてもそれはそれでもう終わった話ですので、それはそれで置いといていただいて、ここにこの件はどうしてくれるんですかみたいな話をされても、ここで話をすることではないと思いますから。

だから大事なことは何からって言ったら、議事整理権に基づいて議会とか委員会は進んでいくっていうことは、皆さん統一的にこれは問題ありませんでしょう。だからそこの中に権利として反問権という権利を与えるということに対してはもう既に権利として与えているわけですから、それをどう行使するかっていうのは当局側の問題であり、それからその行使を認めるかどうかは議長、委員長の議事整理権の話ですよね。そこで決まったものは、皆さん委員長、議長から言われたことであるから、やっぱりそれに対してはきちんと議員として当然答えていただきなければいけないというところまでは大丈夫ですよね。だから議事整理権にはそれぐらい重きものがあるんだという話を私はしてるんですよ。でなければ、議長だって委員長だってやれませんよ。

#### 不規則発言あり

委員長 ですからそれは昔の話でしょ。終わった話でしょ、今言われてるのは、ブツブツ言って見えますけれども。終わった話は置いておいてもらって、今後、反問権をどうしていくんですかっていう話をしてるんですよ。反問権じゃないものはどうするんだと、反問権じゃないものは反問を認めませんよ、議長とか委員長が。そういう技量を持ってやってくださいということを言ってるんですよ。そういうふうに皆さん思ってないですか。だから反問権が反問権じゃないっていうことを、ここで過去これは反問権じゃなかったって話をされてもそれはここで議論することじゃないですから。これはもう見事なまでの反問権だなというようなことがもしあったらそれは当然そのときの議長が反問を許しますよという話をして、だけどその言われた議員さんが、これは自分は反問される覚えはないと、だから答えないっていうふうなことを言われるようだったら反問権なんかなくしたらいいじゃないですか。その代わりもっと質問時間半分にしますか。質問回

数1回に限らせますか。だから何のために反問を許すかという話に戻ってくださいよ。より分かりやすい議論にするために反問を許すんですよ。だから反問権はきちんと反問権を与えましょう。どういう範囲で反問させることを許しましょうかという話をしてるんじゃないですか。そこに反対する意見は出さないでください。反問権を与えるか与えないかみたいな話に戻ってしまいますので。今まで時間を費やしてきた意味がないじゃないですか、皆さんの時間を使って。よろしいですかね。

こういう話が私が意見を言ってるって昔よく言わされましたけど、これは議事整理権の中でやつてるんですからね。こういう議論をしましょうということをここで方向を示してるんですから。

それではもう一回整理させていただきますけども、今までの反問することができる範囲の1から3というものを原則として、その中で議長あるいは委員長の議事整理権の中で行っていくということが基本となります。ただ、そのバックボーンとして存在するのは、分かりやすい議論をすること、分かりやすい議論をお互いが、当局側へも当然これは議長から申し入れてもらいますけども、当局側と我々が分かりやすい議論をして、それで必要な情報、知りたいことを市民にしっかりと伝えていくということを目標とするということになると思います。その中で議長、委員長の責務というのは非常に重たい責務があるんですよということをきちんと認識をするということと、それから議員も自分はこう思うんだけど、これってこうじゃない、ああじゃないのみたいないい加減な質疑じやなくて、こうこうこういうデータに基づいてこういうことを進めていくところなるんじゃないんですか、どう思いますかみたいな感じの裏づけのあることをしっかりとやっていただく議員の責務の明確化も必要になると思います。そういったものは明文化できるものに関しては明文化していくということ。それから反問権に対しての例えば回数制限だとか、それから議員の質疑の取消などというのは、これみっともない話であると思います。そういったものは特段入れずとも、やっぱりこれも裁量権の中で、それをお答えいただかないと当局の答弁につながりませんけど、というようなことで議長が進めていけば何とかいけるんじゃないかなというふうに思いますので、あんまり見苦しい部分は入れないでやっていたらどうかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

こここのところまでが御納得いただけるんであれば、一回事務局のほうと相談をして、こういう文面で少しどっかに載せるなら載せると、あまり細かいことまで書いてしまうと幅がなくなってしましますので、その辺のところはあまり細かいところまで書かずにいけたらなと思いますけども、どうですか。よろしいですかね。

倉田委員、よろしいですか。今のところは。

意（13） 私はこの反問することができる範囲っていうこれを、ずっと先輩議員が決めてきた経緯の議事録をずっと読ませていただきました。やっぱり何が困ったかっていうと、結局どう答えていいか分かんないっていうときに反問権があるといいということで、多分この反問ができてきたんですよね。

だからいわゆる質問の内容、どう答えていいか分からぬときだけで、私はそれだけでいいと思います。だから①っていう質問議員の考え方の提示の要求というのも、どう答えていいか分かんないからその中のどういう考えの下、そういう質問をしたのかっていうのを必要なときもあると思うんですよね。ただそれだけのことなので、質問が分からぬときだけの話だと思うので、特に今まですごく運用が煩雑だったんですけど、特に私はこのままで文言は変えなくていいと思いますし、やはり質問が分からぬとき、それだけでいいんじゃないかなと思います。

委員長 質問が分からぬとき、これで言うと3番ということですか、今ここに書いてある。

意（13） そうですね、3番でいいと思います。多分、ほかの議会とかも傍聴とか行って聞くと、結局反問権がなければ、こういう意図で多分質問されたと思うんですけどそれに対してお答えしますって答えてるので、もしそれがその意図じゃないとすれば、また議員が違うんです、こういう意図で質問しましたって多分言われると思うんですよね。だから本来、私はもう別に反問権なくてもいいのかなと思うんですけど、どう答えていいか分かんない、何について聞かれているか分かんないっていうときに、あえてこれつくったのかなと私は理解したもんですから。そういう中でただ単に意味が不明なときっていうことは、意味が不明で質問に対してよく分かんない、質問することが分からぬから2番がそれで、1番はさっき言った感じでこういうふうに範囲を決められたのかなと思うんですけど、ただこの範囲っていうのが分かりづらい、非常に。どう解釈するかがそれぞれの議員によって変わってきちゃうもんだから、非常に分かりにくくなっちゃってるかなと思うので、私はもう3番だったら3番だけでいいと思ってます。

委員長 何度も申し上げますけども、それを決めるのが議長とか委員長の議事整理権の中で決めてくということを言ってるんですけども、それに対して問題があるんであれば、それ自体を変えなきゃいけないんですけど、どうですか、皆さん。

意見なし

委員長 だからどんなふうに書いても、その書いた言葉とその議員さんの考え方と合わなければ、それは反問権じゃないって言い続けられちゃうわけですよね。だからそういう話ではないわけですから。

意（14） 一度委員長が言われたみたいに、たたき台をきちっと作っていただいて、それを示してもらってそれで決めていただいたほうがいいと思うんですけども、それでお願いできませんか。

委員長 それでは、どこに載せるとかじやなくて、一回文章化してみます。それで文章化したものを皆さんに御提示をさせていただいて、これはどっかできちんと決めたほうがいいねって話になれば、議運なり何なりで決めて申合せなら申合せに入れるとか何とかっていうことにすると。そういうふうでよろしいですか。

異議なし

委員長 一度まとめたものをお出しするということにさせていただきます。

それではちょっと時間が昼過ぎてしまいましたけど、もう少し進めさせていただきます。

## 2 自由討議のあり方について

委員長 これについても御意見をお聞きしていきますけども、もう書いてあるとおりというところであれば、皆さん方、書いてあるとおりでよろしいですけども。どうしてもここでちょっと伝えておかないとというところがありましたら。

意（2） 現行の自由討議のやり方ですけど、4日目の総括質疑が終わった後、各派代表者会を開いて、その後、議運に諮って自由討議を行っていくってやり方なんですが、この時点で既に論点や争点が明らかな議案や案件があれば、その時点で持つていける話になりますし、問題が顕在化してあったり議案の熟度が低い案件についてもその時点でやれると判断をするんですが、この時点でお互いの委員会に所属する議員、それからその他の議員の考え方というのは非常に分からぬ部分があります。現行は現行で維持するのか廃止するのか、その辺も御検討いただく部分かと思うんですが、市政クラブとして、少し付け加えさせていただいた内容なんですけど、事前準備もそういった問題もあるかもしれないんですが、委員会開催中にやっぱりいろんな委員の意見

や質疑が出てくると思います。その中でやっぱりお互いの議員の考えを聞きたいといった部分で、その時点で動議を発動して提案説明をした後に、委員会として動議の可否を決定して自由討議を行っていくことも一つの手ではないかなということで提案させていただいております。その時点で賛成反対も多少明確になってくる部分もあるもんですから、やれる部分もあると。ただし、時間的な、私も一度経験したんですけど、時間的な部分が少し短い部分もあるかと思いますけど、その時間内にまとめるのはやはり議員の裁量であり能力の一つであるかと思いますので、そのあたりのほう御検討いただければと思います。

委員長 それでは、皆さんからいただいた意見の中で、新政会さんと凜々会さんが廃止を含めて見直すということで、廃止っていう言葉があえて入ってるんですけれども、自由討議の継続と廃止ということをまず分けたときに、継続をするというふうにするのか、あるいはもう廃止したらどうだということで決めるのか。ここに対する御意見ござりますか。

意（7） 実際、自分が自由討議をしたことがないので、そもそも分からなっていうのと、今まで2年半やってきた中で1回もないで必要性があるのかっていうのが根本、自分の中ではあるんですけど、でも前回の議事録を読んで、自由討議の時間がおおむね30分、多分、自由討議をやると私の中ではすごい長くなっちゃうのかなとか、その時間も大事、必要なのかが分からなないのでっていうのもあったけど、その30分をめどにしているとかそういうのを読んで、これで本当にちゃんと自由討議が行われるのであれば、必要ならばやってもいいのかなと思ったので、廃止を含めて見直したらどうかなと思いました。

委員長 ほかに、この廃止っていうことに対する御意見ござりますか。

意（12） 私も今回、現時点では大きな課題は見当たらないと書いてあるんですけども、2年半開催がなかったと。運用上の問題、そして自由討議自体の必要性については現時点で考えにくい状況ということで、運用するのか、継続するのか、廃止するのかっていうのはまだそのあたり考えにくいということです。

委員長 皆さん方に自由討議の実施状況一覧を今回資料でお配りをしていると思うんですけども、大半が請願とか陳情、特に請願の場合は、当時は請願だから自由討議をしっかりやらなきゃというような意見が議員さんの中から出てきて、結構やってたということがございます。

それから、非常に大きなテーマである議案についても4つぐらい自由討議をやったことがありますけれども、まず賛成反対っていうものが存在しないと討議にならないんですよね。全員賛成だったら賛成意見を並べるだけで終わってしまうので、ですからそこが基本となります。反対と

賛成が必ずあるということが基本になります。それが例えば委員会でやるとするんだったら、委員長を除いて 6 名ですから、1 対 5 なのか 3 対 3 なのか分かりませんけども、賛成・反対に分かれて討議をするということになります。ですから、やって意味のないことは決してないとは思うんですけども。多分、先ほど荒川委員が言われたのは、今、手間暇かけてやってるんだけれども、結局委員会でやるということになれば、そのテーマで自由討議がしたくても自分がその委員会に所属してなければ討議に参加することもできないということですね。ですから、そこはどこまでいっても多分昔からそこの部分というのはずっとテーマのまま、いまだに課題として残ってしまってます。本当に昔は会派の数が少なくて、2 人以上の会派ばかりだったので必ずどっちかの委員会、あるいは委員会が 3 つあったときもありましたから、3 つの委員会それぞれに所属をしておると。だから会派の意見としてはしっかりと出せるわけですね。だから一人会派の方は自分が参加すらできなければ、賛成か反対かも分からんまま最終日を迎えるという姿になってるじゃないですか、今。その方は委員会に所属してなければ、その方のその議案に対する態度ってのは分かんないわけですからね。例えば今日の総務建設委員会で委員として出てる人はあの方は賛成なんだ、あの方は反対なんだってことは分かりますけれども、傍聴席にいた議員さんの態度ってもう分からんわけですよ、最終日まで。だからそれもどうかなというのもちょっと思いがありますが、それを置いといても、やっぱり自由討議に参加ができるできないっていう大きなギャップができてしまうということは課題として残るということ、これが一つあります。なおかつ広く少数意見を拾う場所も各派会議を開かない限りはないということになりますから、その委員会に所属する委員さんが自ら動議を出して自由討議をやりたいということで、議案に上げていく这种方式だと、わざわざ各派会議とか議運を開かないけども、でも自由討議はやれると。そういうところで簡略化するんだけども、参加の問題はもともとあるからそれは置いといても、テーマとして上げるということができないですよね。そこら辺のところをどう考えていくかというところになります。

取消っていうのはもう考えずに、運用の仕方は今から考えるということに対しては、皆さん賛成でよろしいですか。

異議なし

委員長　自由討議をなくすっていうことはなしと。では、前向きな形で進めていくということで

よろしいですかね。

それでは、廃止っていうのはなくなりましたので、運用等の見直しということを含めて、こういうやり方どうだという御意見をまた皆さんから頂戴するような形をとりますので、それでよろしいですかね。

異議なし

委員長 高浜市議会の今抱えてる課題みたいなものは言わせていただきましたから、そういうものも含めて、できる限り皆さんにチャンスが渡るためにはこうやつたらどうだということを考えていただければと思います。

例えばですけど、委員会で開かないという方法もあります。例えば全員協議会みたいなものを開いてそこで全員でやるとかね。それも一つの手だとは思います。ただし、それは全員協議会としての会議録しか残りません。委員会でやれば委員長報告がありますから、本会議場で委員長報告の中で言いますので、自由討議が行われてこういう意見が出されたということは記録として残っていきます。

今言ったように運用を見直していくということで、一度皆さん方にもう一回お返しをしますので、また御意見を頂戴できればと思います。

### 3 趣旨採択について

委員長 これに関しましても皆さん方から御意見をいただきましてまとめさせていただいておりますけども、皆さん方からいただいたものは基本的に全て趣旨採択を廃止する方向でということで聞いておりますけれども、それでよろしいですか。

意（13） 私は前回と意見変わりませんので、私はあってもいいと思っております。

委員長 あってもいいということは、今までとずっと同じということですか。

意見なし

委員長 それでは、廃止ということで決めないと何が起こるかっていうことだけ説明させていた

だきますね。今でも趣旨採択っていうのは積極的に取り入れているわけではありません。趣旨採択を入れて採決をやってくださいということを、委員会の採決の中で意見として出されて、動議を出されてそれを皆さんのがその委員会で認めれば、趣旨採択というものを入れて採決を委員長が行います。これは本会議の最終日も同じことが行われております。

廃止すると何が起こるかっていうと、趣旨採択という選択肢はないということになりますから、動議を出しても受け付けない、それに関しては。趣旨採択はありませんという形になりますから、動議を出しても要は委員長、議長が受け付けないということになります。

あとは、例えば陳情、請願に関しては、それぞれ陳情者、請願者のほうに高浜市議会としての回答をお返しをしております。採択されましたとか不採択でしたとか、あるいは趣旨採択でしたとかいうのをお返ししているんですけども、その中にも趣旨採択はありませんので、採択されましたと、不採択でしたというのが返されるという形になります。

採択と不採択の差というのは何かというと、高浜市議会が国に出すとか県に出すとかそういうふた意見書等は別にいいんですけども、高浜市に対しての陳情とか請願とかがあった場合、それは採択すれば高浜市としては議会が採択した陳情だから、これに対しては何らかをやらなきゃいけないということを思ってやってくれるはずであります。高浜市議会に対する高浜市のスタンスっていうのは、議会に言われたらやりますというのがずっとそれはやってきておりますから、何らかのアクションがそれによって起こるということになります。不採択であれば、当然これは何もありません。で、趣旨採択はどうだったかというと、趣旨採択は全くアクションはなかったに等しいですね。ですから世間も含めて今までの趣旨採択の評価というのは何かというと、これはもう議会とか議員さんの自己満足でしかないんですよね、不採択と同じですから、扱いが。それをもってお考えをいただいたというふうに思ってますけども、今、お一人倉田委員が今までどおりだという意見がございましたけども、どうでしょうか、今言ったように採択、不採択のみという形にしていくのか。

意 (13) 私は自己満足とは全く思ってません。そこは否定したいと思います。例えば、趣旨採択の内容でこういうことをやってほしいっていう市民のほうから請願、陳情が出た場合、やるべきだと思ったとしても、例えば今の体制だとできないっていうものもあると思うんですね。それをむやみにただ反対ですっていうことは、その陳情や請願自体を否定するとも捉えられかねないので、やはり本来であればやるべきだ、これはちょっと考え方の違いかと思うんですけど、先ほど委員長がおっしゃった、例えば、趣旨採択ではなくて採択された場合っていうのは、もちろ

ん議会の意見は尊重されます。それはどこでもそうだと思います。尊重されるけど、ただ執行しなければいけないという義務は私はないというふうに解釈してます。高浜市議会はこれまでやつてきたということであればすごく議会のことを尊重していただいてたのかなと思うんですけど。だけどそれを思えば、やはり採択をするのであれば、当局側が必ずやらなければならないということになると、なかなか今的情勢、特に今高浜市の状況だと、今すぐにはできないことっていうのはすごく多いと思うんですよね。そうなってくると、ただ単に不採択にしてしまっていいのかっていう思いがすごくあります。私自身もすごく葛藤します。いつもそうです。採択、不採択、趣旨採択すごく葛藤するんですよね。だから私は、本来やるべきだけど今はやれないってなったときの採決ってすごい難しいと思うんですよね、それをどう取り扱うか。皆さんはそれで賛成なのか、それで反対なのかってどっちかになっちゃうっていうことで、私としてはやはり前と意見が一緒なんですけど、やはり議案と違いますよね。議案は賛成か反対かしかないですよね。賛成か反対かを表明することによって、必ず賛成であれば執行部はそれに従うし、反対であればそれはできない。でも、陳情や請願というのはそうじゃないんですよね。陳情があったからといって、先ほど言ったみたいに議会の意見は尊重するけど別にやらないからといって何も処罰もなければ違法性もないわけなので、そういうことを考えると、やはり議案とは違うっていうところで、私は残してもいいかなと思っています。

委員長 ちょっと言ってる意味がよく分からない。

意(11) もともと趣旨採択というのは、反対という色合いが濃いものだと僕は思っております。ですから、請願、陳情を出された方が、仮に不採択になればどうしたら採択をしていただけるのか、どういう行動を取ったらこの陳情書が受け入れられるのか、趣旨採択も同じですけども、そういう行動につながる我々は採択をしなきゃいけないと思っておりますので、この陳情にはこういう趣旨があるんだから採択する、この陳情、請願にはどうしてもそれにそぐわないということであるならば反対をするという態度をしっかりと取ることによって、出された相手側にもその意図は通じると思いますので、その後の行動に僕はつながるものだと思いますので、採択、不採択というものをしっかりと分けて表示すること、明言することが、出された方へのメッセージになるのかなというふうに感じますので、趣旨採択はなくてもいいと今、実感しております。

意(13) 鈴木委員にお聞きしたいんですけど、本来であれば、例えば一例を出して、高校生までの通院費も無償にしてほしいという請願なり陳情が出た場合、例えば私がそれはやっぱりやつたほうがいい、でも今の財政状況だとできないってなった場合は、勝彦委員は多分反対に回るの

かなと思うんですよね、今の話を聞くと。そうなった場合、予算の関係でできないっていう場合は、住民は何ができるんですか。私ちょっと住民ができることってないような気がするんですけど、どういうことができるんですか。

委員長 例え話で答えるっていう場ではありませんので。

意 (13) いや、だってつながるって言うから、反対したら。どうつながるのか。

委員長 ほかにありますか。

意 (11) だから、その請願、陳情に対して我々は反対すると、今の現状を踏まえて反対しますというような採決結果が出るわけですから、それに対して、やっぱり出された方にしっかりと我々がその反対理由を説明すべく、反対だという説明をしなきやいけないと思いますけれども、やっぱり出されたときの現状を理解していただいて、今の現状では非常に難しい、我々は高校生まで無償化をしてあげたいという感情は持っておりますけれども、今の現状ではできないところをしっかりと見せることが、やっぱり出された方へのメッセージになると思いますので。そこまでですので、一々例を出されて言われても困るんですけど、その一例を言われるなら、そう答えます。

委員長 今、大方の方が廃止でいいんじゃないかという話をされておるもんですから、例えば今までどおりにしておいても、趣旨採択という動議が委員会で出されても皆さん反対されるという意味でよろしいですか。もう趣旨採択という選択肢は選ばないということは、変えて変えなくとも一緒ですよね、多数の方がもう趣旨採択を選ばないということになるんだったら。元から趣旨採択を運用していないほかの市議会さんのはうが多いんですよ、もう。ですから、よりシビアな選択を市民の方々に示しているということになりますよね、ほかの市議会は。ですからそれをもって考えていくほうがいいのかなということが一つあるのと、それからもう一点は、やっぱり今まで以上に行政の選択と集中というのは今から厳しさを増していくと思います。そうすると、いろんなものをやめなければならぬっていうことが今から増えていく可能性があります。そうすると、何とかしてくれという陳情は、それと共に増える可能性というのがあるんですね。だから、その中を考えると、当然今やれること、先ならやれることっていうのもあるかもしれませんけども、今やめるしかないとか、今だったらこれよりもこっちを取らなきやいけないんだとかっていうことが、我々議会に市民が突きつけてくる時代になります。だから非常に大事なことんですよ、ここでいう趣旨採択を入れるか入れないかということは。その代わり、さっき鈴木委員が言われたみたいに、市民に対しての説明責任は伴っていくわけですから、当然皆さん方の口

から、これはこうこうこういう理由でこういうふうに我々は判断しましたということをお伝えしていく、これは今まで多分やってきて見えるじゃないですか。

意（13）お伝えしていくってことなんんですけど、例えば請願の代表者とか陳情の代表者に多分結果をお知らせするっていうことをされてると思うんですけど、私それ見たことないもんだからどういうことが書かれてるのか分からなくて。例えば、採択しましたとか不採択でしたとか趣旨採択でしたってそれだけではなくて、各反対の意見とかも全部書いてお知らせしてるんですか。どういう形なんですか。

委員長 陳情者に対して、いただいた請願とか陳情に対しては、高浜市議会としては不採択となりましたみたいなものが行くだけです。

意（13）例えば反対した場合、それはぴいぶるにはちょっと小さい字で載るかもしれないけど、でもそれは本当にほんの一部の意見であって、公にお知らせしていくっていうのは、結局議事録で見てくださいっていうことですか。それだけになっちゃうのかなと思うんですけど、そういうことでしょうか。

委員長 そういうとこですよね。あとは皆さん方が、例えば個人的に議会報告会みたいなものをしてるんだとか、お便りを出してるだとかっていうところにはそういうのが載るのかもしれませんし、何とも言えませんけどね。そこに対しては趣旨採択があるないはあまり関係ない話ですから。

どうしますかね。趣旨採択廃止の方向で、倉田委員、どうでしょうか。

意（13）いや、私はごめんなさい、やっぱり趣旨採択、残してもいいかなと思います。やっぱり本当に私いつもいつも議案も賛成しようか反対しようかすごく悩んでるんですけど、何度も言ってますけど、採択したからといって当局はやる義務はないもんですから、私は趣旨採択という形で、いわゆる請願者、陳情者の意図は酌むっていうところの表現にもなるのかなと思うので私は残してもいいかなと思います。

委員長 先ほど来から、当局が採択してもやる義務はないということをおっしゃってますけども、その義務とかのそういう話ではなくて、それだけの重きものを高浜市議会は持ってるんですよということをお伝えしたと思うんですけど、先ほど。そう思って皆さん方、採択とか不採択してるというふうに、私はずっと議員さん見てきてそうやってると思ってますけど、その意味でどうしますかということを聞いてるんです。だから説明してるんですよ、先ほどから。これ採択して何とか高浜市にこれやらせるんだという思いがなく採択をしてるわけじゃないですね。何にもや

らなきや一般質問バンバンぶつけるんじやないですか、きっと。こういうのを何年何月に採択したけども、何もやってないじやないかっていう一般質問をいろんな議員さんがぶつけるはずじゃないですか、何もやらなければ。そんなことやらなくたってやりますよ。僕はそれぐらいのスタンスで高浜市議会見られてると思いますけどね。

それでは、一旦ここで採決を採らせてもらってもよろしいですか。

先ほど言ったように、今の段階で今までと同じって言っても、趣旨採択は選択肢として動議は受け入れないということを皆さんのが先ほど確認したところ、そういうふうだったので、結局なくしても同じということになりますので、そのところを御理解いただいて、一旦、議会改革特別委員会での採決をさせていただきます。

それでは、趣旨採択を今後廃止するということに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

#### 挙手多数

委員長 多数ですね。それでは趣旨採択は廃止ということでなりましたので。

では、この趣旨採択については、今後、議題としては除かせていただきますけどもよろしいですか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 ありがとうございます。

それでは、次回の議会改革特別委員会に関しまして日程を調整していただきたいんですけども、12月定例会告示の前ということで、11月13日の木曜日、御都合はどうでしょうか。

(委員会で日程調整)

委員長 11月13日の午前10時、次回議会改革特別委員会を10時ですね。

それまでに先ほど言ったように反問権についてはこちらのほうで少しまとめたものをお出しすることと、あと自由討議のほうは皆さん方からまた御意見を頂くということで、どのように運用していくかというところを御意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願ひをい

いたします。

それでは、次回は 11 月 13 日、午前 10 時ということになりますので、よろしくお願ひをいたします。

本日の案件は全てこれで終了となります。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 0 時 44 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長